

令和4年度事業計画書（案）

障害者支援施設 桜町学園

1. 基本理念

ノーマライゼーション及びリハビリテーションの理念に基づき、「完全参加と平等」の目標に向けて利用者の基本的人権を最大限尊重し、利用者の意向を踏まえて、多様なニーズに適切に対応する福祉サービスを提供することを旨とし、本園の基本理念を以下の通り定める。

（1）生活支援

利用者が、ライフステージのあらゆる段階において、障害の程度・高齢による身体機能の低下等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことが出来るよう、日常生活上の支援、社会（経済）活動へ積極的に参画できるような支援を行う。

（2）主体性の尊重

利用者が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築けるよう、可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定ができるように支援する。

（3）生活の質（Q.O.L）の向上

物質的に豊かな生活をめざすだけでなく、利用者の人格と個性を尊重し、人間らしく生きてゆく内面的充実感を豊かにすることを含めて、利用者のより良い生活を重要視した施設づくりを行う。

2. 基本方針

利用者一人一人が心豊かで快適な生活が出来るように、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者の課題と意向を把握し、保健、栄養、趣味、作業、余暇活動等を盛り込んだ利用者一人一人の個別支援計画及び共生型サービス（通所生活介護・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）の通所介護計画を作成し、それについて利用者及び保護者・ご家族の同意を得てサービスを提供する。

また、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村や保健・医療機関・その他の関係諸機関との密接な連携を図る。さらに、利用者及びその家族等からの福祉サービスや人権に関すること等、いかなる相談・苦情についても、誠意を持って対応し、本法人の「人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」に基づき、中立・公正で一定のルールに沿って、人権擁護・相談・苦情等の解決を図る。

（1）施設入所支援（障害福祉サービス事業）

当事業所を利用される利用者の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標等利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、利用者が住まいの場として

健康で快適な生活を維持し、充実した生活が送れるように利用者の障害の程度や特性に配慮のうえ、日常生活全般における良い習慣を確立するとともに、地域社会への適応性や社会生活能力を高めることを目標として、あらゆる機会を通じての生活支援を行う。

また、スポーツやレクリエーション及び文化活動等の余暇活動を楽しみ、自分らしい生活が送れるように支援する。

(2) 生活介護（障害福祉サービス事業）

当事業所を利用される利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、利用者の特性・能力等を勘案し、利用者個々に合わせて日中活動を支援する。また、日中活動参加への意識付けや意欲を養成し、日中活動の一環として、社会参加やレクリエーション、リハビリ的活動についても計画的に実施する。

併せて、地域社会への自立を目標に行事等を通して買い物、衣類管理、寝具管理、食事、入浴、健康管理等社会生活に必要な知識を習得する機会を提供する。

(3) 短期入所（障害福祉サービス事業）

居宅において、利用者の介護を行う家族の方の冠婚葬祭や疾病その他の理由により短期間の利用を必要とする障害者等につき、短期間入所して頂き、個室にてプライバシーを尊重し、入浴や排せつ、食事の介護、その他の厚生労働省令で定める便宜を提供する。

(4) 共生型通所介護（介護保険法）

利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(5) 共生型短期入所生活介護・共生型介護予防短期入所生活介護（介護保険法）

利用者が要介護及び要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

3. 支援計画

(1) 施設入所支援 (利用定員 52名) (障害福祉サービス事業)

① 食事の提供

栄養士の立てる献立表により、利用者の年齢や障害の特性を加味したところの、適切な栄養量及び内容の食事提供を行い、必要な栄養管理を行う。

② 入浴または清拭

入浴について必要に応じて介助や確認。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施。

③ 排泄

適切な排泄援助を行うと共に、自主排泄を目指した適切な支援を行う。

④ 身体等の介護

利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行う。

⑤ 訓練の実施

身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上するための訓練等を行う。

⑥ 相談

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行う。

⑦ 健康管理

利用者の服薬管理や疾病予防に努め健康管理を行う。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行う。

(2) 生活介護 (利用定員 55名) (障害福祉サービス事業)

※共生型通所介護の利用人数を含む

① 食事の提供

栄養士の立てる献立表により、利用者の年齢や障害の特性を加味したところの、適切な栄養量及び内容の食事提供を行い、必要な栄養管理を行う。

② 入浴または清拭

入浴について必要に応じて介助や確認。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施。

③ 排泄

適切な排泄援助を行うと共に、自主排泄を目指した適切な支援を行う。

④ 生産活動・創作活動

軽作業等の生産活動及び創作活動の機会を提供。

⑤ 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上するための訓練等を行う。

⑥相談

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行う。

⑦健康管理

利用者の服薬管理や疾病予防に努め健康管理を行う。

(3) 短期入所（定員2名及び空床利用）（障害福祉サービス事業）

※共生型短期入所生活介護・共生型介護予防短期入所生活介護の利用人数を含む

①食事の提供

栄養士の立てる献立表により、利用者の年齢や障害の特性を加味したところの、適切な栄養量及び内容の食事提供を行い、必要な栄養管理を行う。

②入浴または清拭

入浴について必要に応じて介助や確認。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施。

③排泄

適切な排泄援助を行うと共に、自主排泄を目指した適切な支援を行う。

④身体等の介護

利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行う。

⑤訓練の実施

身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上するための訓練等を行う。

⑥相談

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行う。

⑦健康管理

利用者の服薬管理や疾病予防に努め健康管理を行う。

(4) 共生型通所介護（利用定員55名）（介護保険法）

※生活介護の利用人数を含む

①食事の提供

栄養士の立てる献立表により、利用者の年齢や障害の特性を加味したところの、適切な栄養量及び内容の食事提供を行い、必要な栄養管理を行う。

②入浴または清拭

入浴について必要に応じて介助や確認。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施。

③排泄

適切な排泄援助を行うと共に、自主排泄を目指した適切な支援を行う。

④アクティビティサービス

創作活動や講座活動の機会を提供。

⑤身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上するための訓練等を行う。

⑥相談

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行う。

⑦健康管理

利用者の服薬管理や疾病予防に努め健康管理を行う。

(5) 共生型短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（定員2名及び空床利用）

（介護保険法）

短期入所事業利用人数を含む

①食事の提供

栄養士の立てる献立表により、利用者の年齢や障害の特性を加味したところの、適切な栄養量及び内容の食事提供を行い、必要な栄養管理を行う。

②入浴または清拭

入浴について必要に応じて介助や確認。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施。

③排泄

適切な排泄援助を行うと共に、自主排泄を目指した適切な支援を行う。

④身体等の介護

利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行う。

⑤アクティビティサービス

創作活動や講座活動の機会を提供。

⑥相談

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行う。

⑦健康管理

利用者の服薬管理や疾病予防に努め健康管理を行う。

4. 権利擁護の推進及び差別解消への取り組み

本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を自己の職業倫理の原点として認識し、倫理綱領及び職員基本行動基準並びに個人情報保護規程の遵守はもとより、障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律・高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に沿い、施設内虐待の未然防止をめざして設けた、「利用者の人権擁護推進マニュアルー虐待の防止と虐待発生時の対応」を適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い署名し、人権侵害ゼロの実現を目指し、支援を展開する。

また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図るため必要な事項を定めた、「社会福祉法人愛光会人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」により円満な解決を図る。この規程の中に、法人と立場を異にし法人から独立した外部有識者5名で構成する第三者委員会を設ける。

また、障害者差別解消法の理念「障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくること」に則り、障害者への不当な差別的取り扱いを行わず、また必要かつ合理的配慮を行うことで、この理念の実現の為に中心的な役割を果たしていく。

5. 個人情報の適正な取り扱い

利用者の個人情報保護については、別途整備された「個人情報の取り扱いに関する規則」により、個人情報に係る安全管理措置の概要、職員教育計画、利用者本人等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定められておりこれを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

6. 行事計画

(1) 年間行事

実施月	行 事
4月	開園50周年記念日 お花見会 利用者の幸せを守る会総会 ふれあいフェスタ2022 有武町内会総会 県福祉協会大隅地区支部会 県福祉協会定例総会 さくら会新旧役員会及び総会 人権侵害ゼロへの誓い署名
5月	第18回法人内合同行事「わくわく大会」 職員健康診断(鹿児島労働衛生センター) 社会福祉施設等新任職員研修 愛光会監事監査 愛光会理事会利用者定期健康診断 令和2年度さくらじま知的障害者生活サポート協会評議員会 端午の節句 県(社法)経営者協議会総会及び経営者セミナー
6月	社会福祉施設等中堅職員研修 大隅地区施設職員保健体育研修会 知的障害児(者)関係施設新任職員研修会 社会福祉施設監事等研修 全国知的障害関係施設長会議 社会福祉施設等監督職員研修 肝属地域給食施設連絡協議会総会及び研修会 社会福祉法人会計研修 水質検査 愛光会保護者並びに役職員合同研修会 北花岡消防分団との消防防災訓練 愛光会定時評議員会 愛光会理事会
7月	第55回九州地区知的障害関係職員研修会 普通救命講習 納涼大会 害虫駆除 救急処置法勉強会 倫理・危機管理委員会 社会福祉法人会計研修 愛光会第三者委員との合同会議

8月	肝属地域給食施設連絡協議会研修会 水質検査 さくら会総会 腸内細菌検査 地域奉仕作業
9月	全国知的障害関係職員研究大会 安全運転管理者講習会 第60回九州地区手をつなぐ育成会研修会 保健関係書類整理チェック 県相談支援従事者初任者研修 福祉協会人権擁護研修会 レクリエーション研修 防火管理者講習会 愛光会内部監査及び利用者預かり金の点検 愛光会第三者委員による実態調査
10月	肝属地区なかよしスポーツ大会 社会福祉法人会計研修 社会保険委員事務研修会 相談支援従事者初任者研修 地域奉仕作業 福祉サービスに関する相談苦情解決事業研修会
11月	インフルエンザ予防接種 防災総合訓練 第9回全日本手をつなぐ育成会連合会全国大会 第62回九州地区知的障害者福祉協会施設長研修会 知的障害児・者関係施設職員研修会 第27回消火競技大会（中央消防署） 社会福祉施設経営者セミナー 肝属地域給食施設連絡協議会研修会 利用者定期健康診断 ハロウィン 職員健康診断（夜勤者対象：鹿児島労働衛生センター） 愛光会第三者委員及び監督職員研修
12月	クリスマス会 愛光会保護者並びに役職員合同研修会 第33回九州地区施設長研修会 愛光会理事会 地域奉仕作業
1月	腸内細菌検査 福祉協会家族並びに施設職員研修会 人権侵害自己検証 県障害者虐待防止・権利擁護研修
2月	さくら会総会 嗜好調査 水質検査 社会福祉施設経営者セミナー 社会福祉法人ブロック別監事等研修 肝属地域給食施設連絡協議会研修会 社会福祉法人会計研修 令和5年度事業計画書等年間計画書作成 節分
3月	防災総合訓練（中央消防署・北花岡消防分団との合同訓練） 疾病状況総計 保健関係書類整理チェック 愛光会理事会 地域奉仕作業 人権擁護実態調査係りによる実態調査 ひなまつり

※毎週木曜日はドライブサロン事業を実施。

※但し、新型コロナウイルス感染症状況や国・県の緊急事態宣言等の措置によっては行事内容の変更及び中止もあり得る。

(2) 月例行事

- ◇誕生会 ◇避難訓練 ◇体重測定 ◇歯科検診
◇調理担当職員検便 ◇職員会 ◇支援スタッフ会 ◇調理員会

7. 運営管理

運営管理を万全に遂行するため、下記の諸点に留意し円滑な施設運営をはかる。

(1) 会計事務処理

会計事務に当たっては、社会福祉法人新会計基準に則り処理する。経理、予算、出納、財務、資産及び負債管理、決算手続等については、経理規程等に則り正規の簿記の原則に従い、3つの要件①網羅性（取引が漏れなく記録されること。）、立証性（取引を立証する証拠資料に基づいて記録されること。）、③秩序性（会計記録が継続的・組織的に行われること。）を守り適正な会計経理事務を行い、支払資金の収支状況、財政状態及び経営成績を適正に把握できるよう正確な会計処理を行う。また、

全ての収入及び支出については、事業計画書に基づき予算を勘定科目毎に編成し、予算に基づき事業活動を行い、年度途中で予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算書を作成して理事会の承認を得た後実施する。収入の主たる財源としては、障害福祉サービス等事業収入であるが、施設整備等により長期の資金を借り入れる場合には、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、理事会の承認を得てから適切に実施する。なお、経営状態の透明性を図るためホームページ等で最新の経営状況を公開し、開かれた施設運営に努める。

(2) 情報公開

情報公開については、毎会計年度終了後3月以内に計算書類、役員等名簿、現況報告書、役員報酬基準、定款、事業報告書、財産目録、苦情処理結果などを作成し、インターネット上で公表すると共に事務所に備えて置き、当事業所が提供する福祉サービスの利用を希望する方やその他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを閲覧に供する。また、愛光会だより等でも公開する。

また、当事業所が保有する個人情報の取り扱いについては、当法人個人情報保護規程及び個人情報保護に関する法令等を遵守し適正に取り扱う。

(3) 施設整備

老朽化している故障箇所等の逐次改修並びに特殊浴槽の買い換えが必要な場合は速やかに対応する。

また、共生型サービス（共生型通所介護・共生型短期入所生活介護・共生型予防短期入所生活介護）の運営に伴い、事業所内設備のバリアフリー化を検討し、より安全で質の高いサービス提供を目指す。

(4) 障害福祉サービス費・介護保険サービス費の請求手続き

障害者総合支援法の障害福祉サービスにかかる自立支援給付費等・介護保険法の介護報酬等については、全国共通の支払いシステムによるインタフェース仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、鹿児島県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットを經由して請求する。

(5) 職員健康管理

職員は毎年1回（深夜労働その他労働安全衛生規則第13条第1項第2号で定める業務に従事する職員は6ヵ月毎に1回）定期的に健康診断を実施する。また、労働安全衛生法第66条の10に基づくストレスチェックを年に1回の定期健康診断時に実施すると共に、看護師をメンタルヘルスの担当者として職員のメンタルヘルス対策に万全を期す。

(6) 職員研修

職員の援助技術の高揚、充実をはかる為、職員会や支援スタッフ会、ケース会議等の職場内研修の場において、支援計画や実践報告・評価等の話し合いを行う。また、各種研修会にも積極的に参加し、職員研修の機会を多く持ち、正しい判断力と優れた想像力を持ち、責任感の強い職員になるよう専門技術の習得に努め資質向上をめざす。特に、利用者の人権を守るために、職員の人権意識を高め、人権尊重の態度が自然体として実践できるよう人権研修等の充実を図る。

また、今般の新型コロナウイルス感染症や災害の発生時も含めた事業・支援の継続を見据えて、定期的な会議・研修の開催等に係るICT等の活用を推進する。

(7) 防災対策等

事故や災害等に対する利用者及び職員の認識を深めるために、応急処置講習や避難・救出等の訓練に関する具体的な計画を策定し定期的を実施し、事故等の未然防止に努めるとともに施設設備の保全に万全を期す。また、夜間等における火災発生等の未然防止対策、職員等の防災教育及び火災・地震等発生時の安全かつ迅速な避難、誘導体制を充実する等の総合的な防災対策に努める。また、大規模災害の際は、インフラ機能が低下し事業所と地域が孤立することも考えられる為、普段より地域住民や関係機関(行政機関、消防署、警察等)との連携・調整を行い、有事の際に連携出来るようにマニュアルの見直しを行う等その体制を整える。

また、ここ数年桜町学園周辺の山林伐採が広範囲に渡って実施されており、隣接する畑には太陽光パネルが設置されている。山林伐採は土砂災害を引き起こす恐れがあり、破損した太陽光パネルについては有害物質の流出や感電などの危険性が高いことが報告されており、関係機関との連携を図り利用者が安心して生活できるように適切に対応していく。

(8) 給食

利用者の年齢、体重、生活活動強度を基に、基本となる一日の摂取カロリーを決定し、栄養バランス、食事量を配慮した献立を作成し、それにより調理担当者が調理を行い適正な栄養管理と健康維持増進に努める。また、治療食、病人食、特別食(きざみ)、偏食等については、看護師や支援員等と連携を密にして間違いがないよう実施にあたる。過剰摂取や肥満傾向、食事拒否等がみられる利用者に対しては、それに合った栄養摂取を考慮し、運動量で調整する等の工夫を以て体力の維持が図られるようにする。併せて、定期的に調理委員会や市場調査、嗜好調査、複数献立を実施し、個々の嗜好に合った給食を提供する他、食器、盛りつけを工夫し、楽しく、和やかな雰囲気の中で食事が出来るように配慮する。食事の評価に当たっては、嗜好調査と毎食毎に利用者の立場に立って、全ての職員が交替で検食日誌による評価を実施する。

また非常時の食事用として、常時6日分をストックすると共に安全面・衛生面に支障がないよう努める。

(9) 保健衛生・医療

朝夕の検温・血圧測定・酸素濃度測定・視診・問診、毎月の身体測定等による健康チェック、年2回以上の定期健康診断を実施し、疾病の早期発見と治療に努めるとともに協力医療機関等と連携し、利用者の障害や健康に配慮した支援を提供する。なお、疾病を持った利用者に対しては脳波、肝機能等の各種検査を定期的に行う他、服薬を確認し疾病の安定回復に努める。また、朝の健康体操や日常的なスポーツを通して基礎体力づくりを行う他、うがい、手洗い、歯磨きの励行、衣服の調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図るとともに、衛生指導を定期的に行い健康に対する関心を高める。

入浴については、2日に1回以上実施し利用者自身ができる限り一人で入浴できるよう援助する。一人で浴槽に入れない方や清拭ができない方等については、支援員が介助し、体の不自由な方についても特殊浴槽を使用して入浴を実施する。

また、今般のコロナウイルス感染症等の感染症対策としてマニュアルに基づき定期的に勉強会を開催すると共に未然防止に努める。

(10) 地域社会への貢献

地域における様々なニーズに対し、その設備、専門性、人材を活用し各関係機関と連携・協力しながら地域のニーズを解決すると共に、地域の福祉力を向上出来る様な地

域貢献を主体的・積極的に行い、地域住民の理解と信頼を得て、地域コミュニティの中の桜町学園として地域と共生し、災害等の緊急時に共助出来る様に努める。地域貢献活動として、鹿屋市社会福祉協議会の依頼を受け、生活支援型ふれあい・いきいきドライブサロン事業を毎週1回実施（有武町、小薄町、高牧町）し、高齢者等交通弱者に対し、ふれあい・いきいきサロンの機能を活用しつつ買物等の交通手段を提供することにより日常生活を支援する。

(11) 地域社会との交流

地域で開催される諸行事や学園主催の行事への相互交流を通して、地域住民と利用者とのふれあいを深め、障害者福祉に対する理解と関心を高めるとともに、永年培ってきた知的障害者支援（施設福祉）についての人的物的な専門性や設備を地域に開放し、地域福祉の充実の一助となるよう地域に根ざした開かれた施設を目指す。

(12) 家族との関わり

施設内外の行事への利用者家族の参加を積極的に働きかける他、一時帰省、電話等を利用して、ふれあいの機会を増し家庭を離れて生活している利用者の情緒の安定を図るとともに家族との絆を深める。また、家族会総会、ふれあいフェスタ等を実施し利用者個々の生活、支援状況、施設に対する要望等意見交換を行い、家族との連携を深める。併せて個別支援計画等に関する意見交換等を行う。

(13) 家族会会員研修

利用者の親やその家族が、お互いの親睦を深めその健全な育成と福祉の向上を計り、社会福祉への深い理解と力を涵養するため、家族の会を作り県知的障害者施設家族会連合会、県手をつなぐ育成会等の研修会に積極的に参加し、利用者の幸せを増進し円満なる社会人を育成する。

(14) 利用者の会「さくら会」活動

この会の目的は、お互いが協力して平和で明るい学園をつくり、楽しく豊かな生活が送れることである。「さくら会」は、利用者全員が会員となり職員の支援を一部受けるものの、自主的に運営していく。また、利用者の総意により決定した規約に基づき、定期的に総会、役員会等を開催し、この会の目的達成のために諸活動を展開するとともに、納涼大会やふれあいフェスタ等の学園行事にも積極的に参加し、中心的な役割が担えるように努め、さらに、施設生活や諸行事にも利用者の意見が反映できるように、毎月、役員会等を実施し、本会活動の充実をはかる。

(15) 余暇活動

社会参加活動やレクリエーション等を実施し、スポーツや文化を楽しむ機会を設け、健康で明るい生きがい作りを支援する。また、活動を通し地域住民との交流を深める。

(16) 地域移行支援

地域生活への移行を念頭において、個別支援計画のモニタリングの中で地域生活移行への可否を利用者・保護者の意向を尊重しながら判断し、また、相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画作成の過程において、本人に適した地域生活を検討するとともに、利用者が生まれ育った地域等で、安心して心豊かな生活が送れるよう支援する。

(17) ホームページ

情報公開を目的として施設の行事、生活状況など、当法人の個人情報保護規程に反する事項を除き紹介する。そして、一般の人に関覧してもらうことにより、施設の認知度を高め、施設運営等の透明性を確保する。また、興味や関心をひく魅力的なサイトを作成するため、定期的に更新しアクセス数の増加に努める。

(18) マイナンバーの取り扱い

当事業所を利用している利用者のマイナンバーの管理については、社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱い事務規程及び厚生労働省並びに鹿児島県関係担当課等の通知・指導等に沿い、マイナンバーが漏えいしたり、不正に使われることがないように事務手続きは慎重に取り扱うと共に適正に管理する。

また、職員分についても当法人就業規則等関係規程や関係機関からの通知及び法令等に沿い、情報漏えい等正当な理由なく業務で取り扱う個人ファイル等を部外者へ提供する等、不正がないよう慎重に取り扱う。